

第4回石川県LPGガス料金負担軽減 支援事業取扱要領

令和7年7月1日

一般社団法人石川県エルピーガス協会

目 次

1 はじめに	1
2 本事業の概要	
(1) 目的	2
(2) 概要	2
(3) 値引きの対象者	2
(4) 値引き額	2
(5) 値引き額の明示	3
(6) コミュニティーガス利用者への周知	3
(7) LPガス販売事業の要件	3
(8) LPガス販売事業者への助成金の支払い	3
3 手続きの概要	
(1) 手続きの流れ	4
(2) 販売事業者手続きの共通事項	4
(3) 助成金交付申請兼実績報告	5
(4) 抽出検査	5
(5) 助成金請求書の提出	6
4 お問い合わせ先	6

1 はじめに

第1回事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）」を財源として、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外となる県内のLPガス一般消費者等に対し、令和5年8月から9月の使用分について、LPガス販売事業者（以下「事業者」）を通じて利用料金の値引きを行うことで、負担軽減を図りました。

第2回事業は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく重点支援地方交付金を財源として、令和6年9月の使用分に対し、事業者を通じて利用料金の値引きを行い、負担軽減を図りました。

第3回事業は、国の「酷暑乗り切り対策及び総合経済対策」の重点支援地方交付金を活用し、令和7年4月または5月の使用分について、事業者を通じて利用料金の値引きを行うことで、負担軽減を図りました。

第4回事業（以下「本事業」）では、令和7年度の国の一般会計予備費の使用が閣議決定され、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して令和7年9月の使用分に対し、これまでの事業と同様に、国の支援対象外となる県内のLPガス一般消費者等に対し、事業者を通じて利用料金の値引きを行うことで、負担軽減を図ることとします。

利用料金の値引きは、第1回から第3回事業と同様に、県から本事業の補助金交付を受けた一般社団法人石川県エルピーガス協会（以下「協会」という。）及び協会から事務の委託を受けた業者（以下「事務センター」という。）が、本事業に参加する事業者に対して、値引きを行うために必要な費用（以下「事業費」という。）を支給することにより行います。

本事業の実施にあたり、国及び県から適正な実施が求められており、本事業に参加する事業者は、本要領（以下「要領」という。）を熟読するとともに、以下の点について認識の上、本事業に係る手続きの適正な実施をお願いします。

- （1）本事業は、LPガス一般消費者等の利用料金の負担軽減を図るためのものです。本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- （2）本事業に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- （3）県、協会又は事務センターから資料の提出や修正の指示があった場合、速やかに対応してください。適切な対応がない場合、事業費を支給することができない場合があります。
- （4）本事業に参加するためには、指定した書面（交付申請兼実績報告書や助成金請求書など）を提出する必要があります。定められた期日までに必要な書類が提出されない場合などは、事業費を支給することができません。
- （5）本事業の財源は国費であることから、関係書類は事業終了後5年間（令和12年度末まで）保管しなければなりません。また、県、協会又は事務センターからの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければなりません。
- （6）偽りその他の不正な手段により、事業費を不正に受給した疑いがある場合、受給者に対し必要に応じて調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、事業費の支給を行わないとともに、受領済みの事業費のうち取り消し対象となった額を事務センターが指定する期日までに返還しなければなりません。
- （7）要領に記載のない細部については、県、協会又は事務センターからの指示に従うものとします。

2 本事業の概要

(1) 目的

L P ガス料金の高騰の影響を受けた一般消費者（工業用ガスの利用を含めない）に対し、事業者の協力を得て料金値引きによる支援を行う。

(2) 概要

石川県内でL P ガスを使用する一般消費者等を対象に、石川県が指定する値引き額により、当該対象の1契約（1メータ）当たりのL P ガス料金（基本料金と従量料金の合計）より値引きを行った事業者に対し、値引きの原資及び事業参加支援金を事業費として支給します。

(3) 値引きの対象者

石川県内でL P ガスの供給を受ける一般消費者等

※1 コミュニティーガス（旧簡易ガス）を使用する者を含む。

※2 次の場合は対象とならない。

- ・工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用L P ガスを使用する者
- ・質量販売により供給を受ける者
- ・国又は地方公共団体の事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）

なお、地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設（学校、公民館、運動施設、文化施設など）は対象となる。

(4) 値引き額

- ・支援対象者1契約（1メーター）につき、500円（税抜き）
- ・令和7年9月使用分（販売店の10月締め分）の請求額から500円（税抜き）を減額する。

※1 9月使用分（販売店の10月締め分）について

締め日が毎月20日だとすると、①8月21日～9月20日の期間と②9月21日～10月20日までの期間の2つの期間で9月使用分が重なることになります。単月の値引きなので、原則として②の10月締め分の請求額から値引きしてください。（10月締め分で都合の悪い場合は、事務センターに連絡してください。）

※2 請求金額が500円を下回っている場合は、請求金額と同額が値引き額となります。なお、値引き額を翌月以降に繰り越すことはできません。

※3 値引きは消費税率の乗ずる前の元値（本体価格）から行ってください。また、**請求書や検針票に必ず石川県の助成金で値引きした事実を記載して消費者に値引きを周知してください。**

請求書による値引き金額の表示例

ガス基本料金	1,600 円
ガス従量料金	6,630 円
設備料金	0 円
石川県支援額	△ 500 円
（小計）	7,730 円
消費税	773 円
請求額	8,503 円

※請求書の備考欄等への記載例

今回検針分のL P ガス料金については、第4回石川県L P ガス料金負担軽減支援事業により、最大500円（税抜き）が値引きされております。

（５）値引き額の明示

事業者が本事業により値引きを実施する場合は、「石川県ＬＰガス料金負担軽減支援事業により値引きが行われていること」を支援対象者に対して周知する必要があります。

周知方法については、検針票、請求書、領収書、WEB明細書等に印字など、事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、事業者のホームページ上に掲載する場合でも、支援対象者に対して個別に周知をお願いします。

（例）請求金額が 500 円を下回っている場合（例／請求額が 450 円の場合）

今回検針分のＬＰガス料金については、石川県ＬＰガス料金負担軽減支援事業により 450 円が値引きされており、請求額は 0 円です。

（６）コミュニティガス利用者への周知

登録ガス小売り事業者（ガス事業法第 3 条の登録を受けた者）が値引きを実施する場合、行政機関への手続きは必要ありませんが、ガス事業法第 14 条及び第 15 条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付する義務は発生いたします。

詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（052-951-2820）又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課（076-432-5589）まで、お問い合わせください。

（７）ＬＰガス販売事業者の要件

本事業に参加する事業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ①石川県内の一般消費者等にＬＰガスを販売する者（事業所の所在地は問わない）※¹
- ②支援対象者に対して値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者※²
- ③各販売事業者の 10 月締め分の請求額から値引きが実施できる者。
- ④県又は事務センターからの情報開示等への協力ができる者
- ⑤日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

※ 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 1 項の登録を受けた者及びガス事業法第 3 条の登録を受けた者であって、家庭・業務用のＬＰガスを販売する者

※ 2 上記（５）にて説明した事項を実施できる者

（８）ＬＰガス販売事業者への助成金の支払い

支援対象者への値引きを実施した事業者に対して、以下の費用を助成金としてお支払いします。助成金のお支払いは、事務センターが行う検査（指定された顧客番号の請求書等の送付など）において適正な値引きの実施を確認後、一括してお支払いします。**なお、本事業では、値引実施が 1 回であり、事業期間が短いことから概算払いはありません。**

○値引き原資：1 契約につき 500 円（税抜）

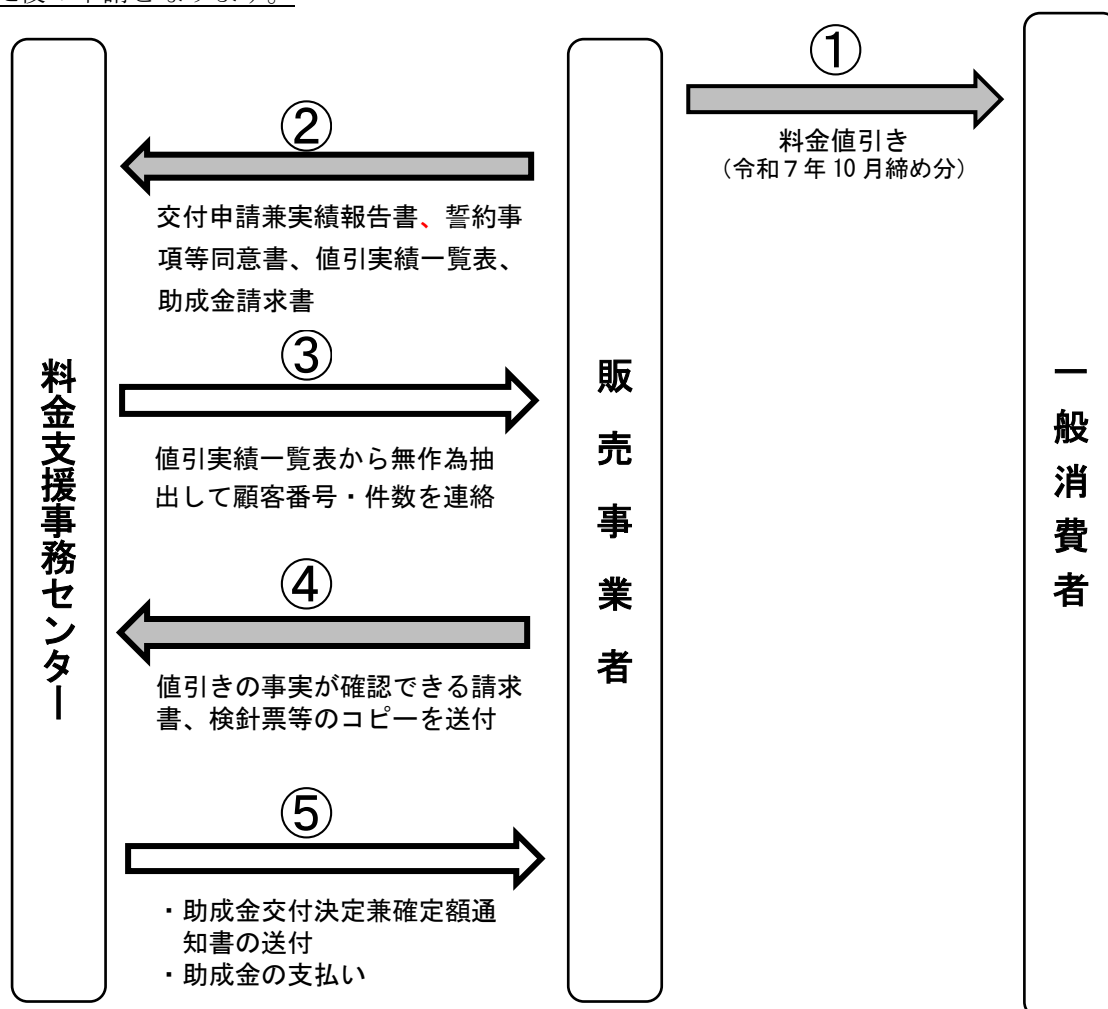
○事業参加支援金：1 契約につき 100 円＋1 販売事業者あたり 5,000 円（事業参加支援金基本金）

3 手続きの概要

第3回事業と同じ

(1) 手続きの流れ

L P ガス料金の高騰の影響を受けた一般消費者（工業用 L P ガスを含めない）に対し、事業者を通して料金値引による支援を行います。今回の値引は、前事業と同様、一般消費者等への値引きを実施した後の申請となります。



(2) 販売事業者手続きの共通事項

①各種申請書類の様式は、問合せ先（6 頁）のWEBサイトからダウンロードできます。原則メールで事務センターに提出してください。やむを得ない場合は郵送による提出も認めますが、書類の紛失などを防ぐために、配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）によることとします。

※ すべての手続書類について印鑑は不要です。

WEBサイトから入手できない方は事務センターより郵送しますので、ご連絡ください。

②申請や報告は、原則として前事業で申請や報告した事業所単位としてください。（前回事業で本社一括で申請手続きした販売店は、今回も本社一括で申請することになります。）

（３）助成金交付申請兼実績報告（今回の事業では、交付申請書は不要）

①概要

令和７年１０月締め分で作成された請求書・検針票等により値引きを実施した後、速やかに値引きを実施した契約件数や値引額の合計額等を助成金交付申請兼実績報告書により報告してください。

また、値引きを実施した全ての契約者について、個々の値引き状況を確認することができる「値引実績一覧表」を添付してください。助成金（値引原資及び事業参加支援金）は、事務センターによる抽出検査で連絡があった顧客番号の請求書又は検針票等（値引額が記載されたもの）を送付後、事務センターが値引き事実を確認した後に支給します。

なお、提出期限内での交付申請兼実績報告書の提出が困難な事業者は、事前に事務センターまでご連絡ください。

②提出期限

１０月締め請求書等の交付後 ～ 令和７年１１月２５日（火）まで（期限厳守）

③提出書類

- ・第４回石川県ＬＰガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請兼実績報告書（様式第１号）
- ・石川県ＬＰガス料金負担軽減支援事業 誓約事項等同意書（様式第１号 別紙３）
- ・値引実績一覧表（様式第１号添付書類）
- ・第４回石川県ＬＰガス料金負担軽減支援事業 助成金請求書（様式第２号）
- ・検針票等添付用値引き周知文（様式第１号 添付書類）

※同周知文を利用した販売店は、事業者名が記載された切分け前のＡ４サイズ版を提出します。

以下は第３回目の値引事業から変更がある場合のみ提出

- ・第４回石川県ＬＰガス料金負担軽減支援事業 事業者登録書（様式第１号 別紙１）
- ・第４回石川県ＬＰガス料金負担軽減支援事業助成金 振込先確認書（様式第１号 別紙２）
- ・振込先通帳の表紙及び表紙をめくった見開きのページの写し（ネット銀行の場合は口座情報照会画面などの写し）
- ・「液化石油ガス販売事業者登録に関する通知文書の写し」又は「標識」の写真（事業者の登録番号が確認できること）

（４）抽出検査（前回と同様）

①概要

交付申請兼実績報告書と値引実績一覧表の提出後、一覧表をもとに事務センターが無作為に顧客管理番号を選定し、事業者へ通知します。通知を受けた事業者は、値引きの事実が確認できる書類のコピー（値引額を明示した請求書、検針票、Web 明細、クラウド上のは当該顧客管理番号を表示された端末画面のスクリーンショットの画像等）を提出してください。

実績報告の内容について抽出検査や立入り検査により審査し、「助成金確定通知書」を交付し助成額の決定を行うとともに、適正に値引きが実施されていることを確認した後に、助成金支払いの銀行口座に振込手続きを行います。

②値引きした事実が確認できる書類等の提出件数及び提出期間

事務センターからの連絡の際にご連絡いたします。なお、迅速にご対応頂かないと助成金のお支払いが遅れますのでご注意ください。

③提出書類

- ・事務センターから連絡のあった顧客管理番号の請求書等で、その番号の消費者に対して値引き事実を確認することができる請求書、検針票、領収書、納品書、WEB明細書等の書類

※1 消費者等に値引きした旨を明示したことが確認できる書類

請求書、検針票、納品書など消費者に交付する書類のいずれかに、「石川県支援値引」との表示があり、値引金額が記載されている書類

※2 値引きを実施した全ての契約者について、値引実績一覧表（様式第1号添付書類）を作成し、原則、電子データ（エクセルシート）で提出してください。「値引実績一覧表」に代えて、事業者が

利用するシステムで一覧表の①～④の内容を全て備えている出力データの添付でも差し支えありませんが、編集可能なファイル形式で提出してください。

※3 インターネットのクラウド上の検針票又は請求書については、事務センターでシステム画面を確認します。端末画面のプリントスクリーン（スクリーンショット）の画像データを電子メール又は紙にプリントして提出してください。なお、個人情報に該当する氏名・住所等は黒塗り等で消したものを提出してください。

（５）助成金請求書の提出

第4回石川県LPガス料金負担軽減支援事業 助成金請求書（様式第2号）を交付申請兼実績報告書と一緒に提出してください。なお、事務センターによる審査により、請求金額が変更となった場合は事務センターの指示に従い、再提出してください。

なお、値引実績一覧表に記載漏れもがあった場合は、再度のお支払いには応じかねますのでご了承ください。

4 お問い合わせ先

石川県LPガス料金支援事務センター

電話番号：076-213-6038

E-mail：ishikawa-lpg@jeckc.com

WEBサイト：<https://ishikawa-lpg.jp/wp3/lp/center4/>

郵送先：〒921-8011

石川県金沢市入江2-54 中村ビル2階

石川県LPガス料金支援事務センター

※上記住所は、令和7年9月24日（水）以降となります。